

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公開

特定事業主名： 秋田県横手市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.6%
全職員	71.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給与については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級・次長級相当職	97.8%
課長級相当職	97.0%
課長補佐級相当職	93.6%
係長級相当職	91.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.7%
31～35年	97.8%
26～30年	90.5%
21～25年	90.3%
16年～20年	86.8%
11～15年	89.7%
6～10年	96.8%
1～5年	95.6%

【説明欄】

病院を除く。

扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は85.3%である。

勤続16～20年の任期の定めのない常勤職員のうち、女性が約17%に対して、男性が約83%であり、扶養手当や住居手当等を受給している男性職員が多いことから差が生じている。

任期の定めのない常勤職員のうち、女性が約33%に対して、男性が約67%であるが、勤続年数10年以下の区分に占める女性の割合は48%となっており、相対的に給与水準が低い職員に占める女性の割合が高くなっている。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公開の対象となる年度までの年度単位で算出している。